

# 9月9日は救急の日

9月6日～12日は救急医療週間



救急の日は、救急医療と救急業務について国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年に定められました。

### 一家庭に一救急員

消防局では、「救命の連鎖」を途切れない、できるだけ早くつないでいく体制づくりを目指しています。「救命の連鎖」とは次のようなものです。

救急の際、その場に居合わせた人が、できるだけ早く119番に通報すると同時に、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生などの応急手当を行う。

救急隊がそれを引き継ぎ、より高度な救急救命処置を行いながら、医療機関に搬送する。

### 初期救急医療体制

入院を必要としない比較的軽症の救急患者を治療する医療体制です。平日の昼間は、地域の「かかりつけ医」などがその役割を果たしますが、日曜、祝日、年末年始には、次のとおり体制になっています。

#### 市立休日急病診療所

(梅田町・☎②3352)

診療科目 内科、小児科、外科  
診療日時 日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日) 10時～22時(10月から18時)

休日急病診療所は、10月2日(日)から、診療時間を10時～18時に変更しますが、夜間の救急患者は当番の救急病院で受診できます。救急病院については、消防局(☎⑧199)にお尋ねください。

#### 在宅当番医制

(休日の急病患者を、それぞれの診療科目の医師が当番で診療)

診療科目 耳鼻咽喉科(10時～17時)、眼科(10時～14時)、産婦人科(10時～17時、9月末で廃止)、歯科(10時～12時)

#### 診療日

日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日) 眼科は日曜のみ  
在宅当番医制の産婦人科は9月末で廃止しますが、緊急時はかかり

り」にご協力ください。

### 救命講習会

一般市民でも使用が可能になったAED(自動体外式除細動器)の講習を含む救命講習会を随時無料で開催しています。

心停止した人に対しては、早期に心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)を用いた電気ショック(除細動)を行うことが救命率アップにつながります。

いざというとき、慌てず安全確実にAEDが使用できるよう、講習を受けてあなたの身近な人を救いましょう。

### 救急車の正しい利用を

救急車の出動は年々増加しています。緊急ではないのに救急車を呼ぶと、本当に必要とする人への到着が遅れる恐れがあります。

「救える命」を救うためにも、正しい利用にご理解とご協力をお願いします。

つけ医や市立総合病院、佐世保共済病院などの二次救急医療施設などを受診してください。

#### 東部地区在宅当番医制

診療科目 内科系、外科系(2医時間) 療機関、10時～17時  
診療日 日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

### 二次救急医療体制

手術や入院を必要とする重症の患者に対応する病院による体制です。夜間と休日に病院群輪番制病院11病院が、輪番で対応しています。

#### 二次救急医療施設

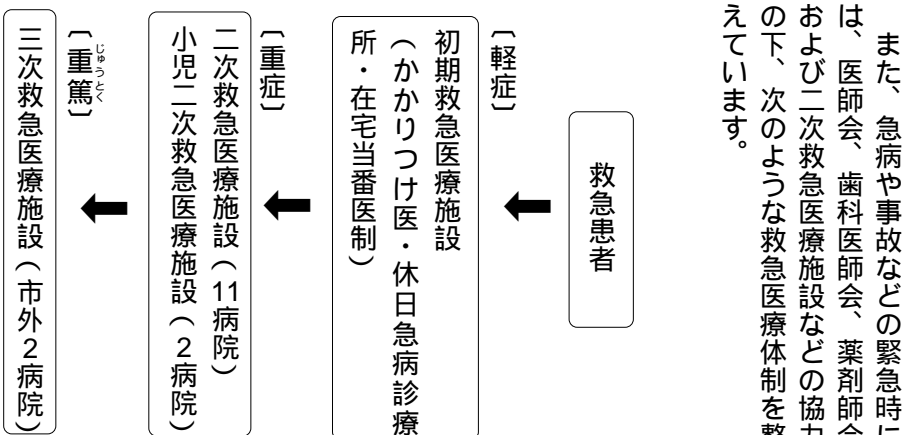
診療科目 内科系、外科系  
診療日 毎日夜間(18時～翌朝8時)、日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日、8時～18時)

#### 【内科・外科】

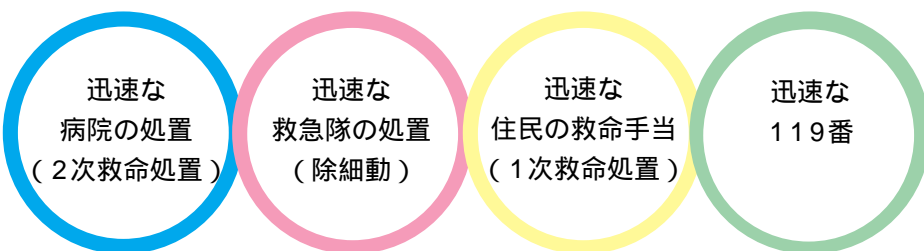
市立総合病院(平瀬町・☎②41515)、佐世保共済病院(島地町・☎②5136)、長崎労災病院(瀬戸越2丁目・☎④2191)、佐世保中央病院(大和町・☎③7151)、杏林病院(早苗町・☎③3373)  
【外科】  
三川内病院(三川内本町・☎⑧011)、福田外科病院(藤原町・☎④0151)、俵町浜野病院(俵町・☎②6548)

### 救急医療体制

病気やけがの診療はもとより、ひごろの健康増進や疾病予防のために「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」を持つことが大切です。



お尋ね  
消防局警防課(☎②9254)



#### 【内科】

京町内科病院(本島町・☎②2255)、久保内科病院(田原町・☎④3377)、千住病院(宮地町・☎④1010)  
小児二次救急医療施設  
診療科目 小児科  
診療日 毎日夜間(18時～翌朝8時)、日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日、8時～18時)

#### 【小児科】

市立総合病院、佐世保共済病院

### 三次救急医療体制

救命救急センターなどが、重篤な

お尋ね  
休日急病診療所(☎②3352)  
総務企画課(☎④1111)

みんなで考えよう

## 市町村合併

シリーズ⑨

市町村合併により再編された県内の新市町

本市は、ことし4月1日、吉井・世知原両町と合併しましたが、住民の皆さんのご協力もあり、大きな混乱もなく新市としてのスムーズなスタートを切ることができました。

県内の市町村合併の状況は、ことし7月1日現在で、平成15年4月1日の79市町村から45市町村(11市、33町、1村)となりました。今後さらに県内の市町村合併は進み、来年3月31日には23の市町となります。

平成の大合併と呼ばれる今回の市町村合併ですが、現在、本市は宇久町・小佐々町との合併に向けて準備作業を行っています。

本市では、これからの新しい佐世保市が、地域住民の皆さんにとって、より良い市となるよう取り組んでいきます。

お尋ね 市役所合併地域行政課(☎24-1111)